



平成30年4月12日

高山市長 國島芳明

資産等補充報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書の作成について

政治倫理の確立のための高山市長の資産等の公開に関する条例（平成7年高山市条例第11号）第2条第2項、第3条及び第4条の規定に基づき資産等補充報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書を別紙のとおり作成しました。

資 産 等 補 充 報 告 書

高山市長 國 島 芳 明

1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

- (注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が権利帰属者であるものに限る。
 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
 4 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

4 預金・貯金
・ 預金

預金の総額	_____ 円
-------	---------

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

・ 貯金

貯金の総額	_____ 円
-------	---------

(注) 普通貯金を除く。

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品(取得価額が100万円を超えるものに限る。)

・ 自動車

種	類	数	量

(注) 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他を記入する。

・ 船舶

種	類	数	量

(注) 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

・ 航空機

種	類	数	量

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

・ 美術工芸品

種 類	数 量

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。)

ゴルフ場の名称

8 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。)

貸付金の総額

_____ 円

9 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。)

借入金の総額

_____ 円